

## 第3編 給水装置工事等申込み



# 第1章 総則



## 第1節 総則

### 1.1.1 心得

#### (一般事項)

指定工事事業者は、独自に水道工事業を営む者であるが、水道事業の運営と密接に関連する給水装置工事について、法第16条の2に基づき管理者から適正な施行能力を認められ指定を受けた者であるので、法令や本市の条例、規程、基準等で定めた取扱いを熟知し、円滑な事務処理のもとに的確な工事を行うことはもちろん、商慣習その他社会条理に沿った健全な営業を行い、指定工事事業者に対する住民の信頼を裏切ることのないよう心掛けることが必要である。

## 第2節 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事

### 1.2.1 総則

#### (一般事項)

給水装置は、配水管等と直結して設けられるものであり、その中の水は管理者が配水した水と一体のものである。したがって、給水装置の構造及び材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水を受けられなくなり、水道施設の管理や公衆衛生に重大な影響を及ぼすなど、水道事業の運営に密接して関連しているものである。このことから、給水の適正を保持するために給水装置の設計及び工事は、管理者が適正な工事を施行できる者として認めた者(指定工事事業者)が施行することとしている。

### 1.2.2 工事の施行範囲

#### (施行範囲)

指定工事事業者が施工できる給水装置工事は、配水管等の分岐部以降とする。

### 1.2.3 工事の種類

#### (定義)

- (1) 「**新設工事**」とは、給水装置が設置されていない家屋又は土地に新たに給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 「**改造工事**」とは、既存給水装置の給水管、給水栓等の取替えや増設並びに増減径、弁栓類及びメーターの位置変更等を行う工事をいう。
- (3) 「**撤去工事**」とは、給水装置の一部又は全部を取り除く工事をいう。
- (4) 「**修繕工事**」とは、給水装置の部分的補修工事をいう。ただし、施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更は除く。
- (5) 「**その他の工事**」とは、第1項から第4項の工事の他に、次に掲げる工事をいう。
  - ① 「**止水栓止工事**」とは、給水装置が設置されていない建物又は土地に対し、給水装置を設置するにあたって、止水栓までを設置する工事をいう。

- ② 「**自家用給水設備切替工事**」とは、井戸等を水源とする給水設備又は貯水槽水道を給水装置に切り替える工事をいう。
- ③ 「**貯水槽水道工事**」とは、貯水槽水道（受水槽及び高置水槽）の新設、改造又は撤去の工事をいう。
- ④ 「**私設給水幹線工事**」とは、2戸以上の給水装置を接続することを目的とした共有の給水主管の新設、改造又は撤去の工事をいう。

#### 1.2.4 給水装置の所有者

##### （所有者）

一般的に給水装置の所有者は、当該給水装置の工事費用負担者又は承継人である。

##### （給水台帳の保存）

給水装置の所有関係について、管理者は直接関与するものではないが、水道の管理上、給水装置の改造若しくは修繕等を要請する場合の相手方を把握する必要があるため、給水台帳を作成し保存しているが、「**給水台帳上の所有者**」とは、給水台帳に記載した所有者をいい、これをもって、管理者が当該給水装置の所有権を確定するものではない。

#### 1.2.5 工事の受注

##### （一般事項）

給水装置工事は、家屋改築工事等の土木・建築工事と同様、請負契約に基づいて工事を行うことが一般的である。

「**請負契約**」とは、当事者の一方が、ある仕事を完成することを約し相手方がその結果に対して報酬を支払うことを約することをいい、この契約を結ぶことにより工事申込者（注文者）と工事施行者（受注者・請負人）は、相互に一定の権利及び義務（債権・債務）を得ることになる。

請負契約を締結し、工事の申込みを受けることを「**工事の受注**」という。また、給水装置工事の施行者を指定工事事業者に限定しており、需要者が施行者を選定する範囲が狭められているので、指定工事事業者は極端な客の選り好みなどをして、需要者の工事申込みに不便をかけることのないよう配慮しなければならない。

なお、工事1件の請負代金の額 500 万円を超える工事については、**建設業法**（昭和 24 年法律第 100 号）の規定により、建設業の許可を得たものでなければ請け負ってはならないとされている。

##### （受注）

指定工事事業者は工事の申込みを受けたとき、注文者の要求内容を正確に把握し、適切な工事を行うよう配慮するとともに、次の事項について確認することが必要である。

- ① 管理者の施行承認を得ることができる工事であること
- ② 他の者の土地又は他の者の家屋に給水装置を設置するときは、当該土地又は家屋所有者の承諾が得られること
- ③ 他の者の給水装置又は私設給水幹線から分岐するときは、当該給水装置

の所有者又は当該私設給水幹線を所有しているすべての者、その他利害関係人の承諾が得られること

#### (見積り)

指定工事事業者は、請け負おうとする工事の概要が決まったときは、当該工事に要する費用を見積り、注文者にこれを提示し締結契約について話し合いを進めることとなる。給水装置工事のように工事費の中に労力費（人件費）の占める割合が多いものは、工事費についての紛争が起きやすいため、工事受注にあたっては見積額の提示を行ったうえで工事内容を説明し、後日の紛争防止を図ることが必要である。

#### (契約の締結)

注文者の工事申込みを指定工事事業者が承諾することにより請負契約が締結される。

契約は、契約書を取り交わすことにより当該工事に関する注文者、請負者双方の合意事項を確認し、締結することが一般的であるが、軽易な工事については口頭で契約内容を確認し締結される場合がある。

なお、口頭契約は、契約内容の確認が不十分となりやすく、紛争発生のおそれ非常に大きいので工事を請け負うにあたっては、書面により契約内容を確認することが望ましい。

いずれの場合においても契約締結に際しては、使用条件及び請負条件を明確にし、契約者双方がこの内容を了知し、合意したものでなければならない。

#### (給水装置の引渡し)

指定工事事業者は、完成した給水装置を注文者に引き渡すことにより、請負人として義務（債務）を履行することとなる。

なお、ここでいう「完成した給水装置」とは、注文者から提示された施行条件を備え、かつ管理者から給水を受けることができる装置をいう。

指定工事事業者は完成した給水装置を引き渡すにあたり、注文者の立会いを求め、当該工事が請負契約の締結時に示された施行条件（仕様書）に基づいて行われたものであることの確認を受けなければならない。この場合、設計変更を行った箇所等、当初の計画を変更した事項を説明し、注文者の確認を得ることが必要である。

また、当該装置の引渡しに際し、指定工事事業者が注文者に行うべき事項は次のとおりである。

- ① 給水装置の完成図（管理者に提出したもの）を交付する
- ② 給水装置の使用法その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導する
  - ア) メーター、弁栓等の位置を明確にしておき、その上に物など置かないよう指導する
  - イ) 蛇口コマパッキンの取替え等簡易な修繕は、使用者にもできるものであり、その修繕の方法を指導する
  - ウ) 漏水の発見方法、漏水の早期予防を指導するとともに、漏水が発生

した場合には、ただちに弁栓類で止水した後、指定工事事業者に連絡し、適切な措置をとるよう指導する

エ) 蛇口にゴムホースなどをつけて使用する場合は、使用后必ず取り外しておくよう指導する

オ) 湯沸器など特殊器具の正しい使い方を指導する

カ) 貯水槽水道の清掃等、管理を適切に行うよう指導する

キ) その他長期間にわたり安心して使用できるよう、特に注意すべき事項について指導する

③ 工事の保証期間について説明する

なお、請負工事の保証期間は、**民法**（明治 29 年法律第 89 号）第 637 条の規定により、1 年とすることが一般的である。

④ 管理者への給水申込みの方法及び給水契約締結にあたり、給水条件等の内容についてあらかじめ説明する

⑤ その他各種事項に対する管理者の担当部署を教える

## 第2章 手続



## 第1節 総則

### 2.1.1 申込み

#### (一般事項)

- (1) 給水装置を新設、改造又は撤去しようとする者は、「給水装置工事申込書」(様式第1号(施行規程))(以下「申込書」という。)に必要書類を添付のうえ、管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 工事の申込みをする者は、指定工事事業者を選定し、当該工事に係る設計及び施工を委任するものとする。
- (3) 給水装置工事を申し込むときは、申込書の他に必要書類を添付のうえ、管理者に提出し、管理者の設計審査を受けなければならない。
- (4) 申込書は、メーター、止水栓止及び私設給水幹線それぞれについて作成すること。ただし、申込者自らが設置するメーター(以下「私設メーター」という。)にあつては、この限りでない。
- (5) 指定工事事業者は、構造材質基準の適合確認、管理者の指定する材料及び工法の確認、現場の事前調査等を実施し、申込みを行うものとする。

### 2.1.2 施行承認

#### (施行承認の意義)

給水装置を新設、改造又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならないが、これは、良好な給水環境を保全するとともに、後日給水の申込みがなされた際、法第15条第1項の規定により、給水が拒否されることのないように措置を講ずるためである。

なお、承認を得ないで施工した者には、条例第35条第1項の規定により、5万円以下の過料が科せられることとなる。

### 2.1.3 申込みの 保留

#### (違反建築物に関する措置)

管理者は施行承認を行う以前において、特定行政庁から違反建築物であるとして、承認を保留するよう公文書により理由を附して要請があった場合は、当該建築物の違反事由が解消するまで承認を保留するものとする。ただし、当該建築物が現に居住の用に供されている場合については、この限りでない。

これは、安全、快適な住環境の保護の強化を目的として行われている建築行政に助力するものとして、給水義務の履行に影響のない範囲において、違反建築物の発生防止を図るためである。

#### (先行工事に関する措置)

止水栓止工事が先行工事として施工されているときは、これに対する管理者による完成検査に合格しなければ、止水栓以降の給水装置工事の申込みを保留するものとする。

## 2.1.4 申込みの 取消

### (一般事項)

給水装置工事を申し込み、施行承認後に工事を中止又は設計変更等のために当該工事を取り消すときは、「給水装置工事申込取消願」(様式第7号(施行規程))に必要書類を添付のうえ、管理者に提出しなければならない。

### (提出部数)

提出部数は、1部とする。

### (管理者による職権処分)

給水装置工事の設計審査又は施行承認後、3年を経過してもなお新規加入分担当金が未納のものについては、その承認を取り消すものとする。

なお、取り消された当該申込書は、指定工事事業者に返却するものとする。

### (給水方式の変更)

給水装置工事の施行承認後、給水方式を変更する場合は、承認済みの申込みを取り消し、新規に給水装置工事を申し込むものとする。

なお、取り消した当該申込書は、指定工事事業者に返却するものとする。

## 2.1.5 設計変更

### (一般事項)

給水装置工事の施行承認後に当該給水装置工事に着手することとなるが、申込者等の意向により、設計変更が生じるときがある。この場合、次に掲げる事項に変更が生じるときは、「給水装置工事設計変更届」(様式第8号(施行規程))に必要書類を添付のうえ、速やかに管理者へ届け出て、設計変更の承認を得なければならない。

- ① 分岐位置を異なる管路の配水管等に変更するとき
- ② 分岐口径又はメーター口径を変更するとき
- ③ 計画使用水量が著しく変更となる時(給水方式に変更が生じない場合に限る)
- ④ 給水形態を変更するとき(先分岐工法からヘッダー工法に変更又はその逆、両工法の併用への変更等)
- ⑤ 給水管の布設方法を変更するとき(埋設から露出に変更又はその逆、伏越配管から上越配管に変更又はその逆等)
- ⑥ 規定栓数内であって、給水栓(給水用具)を2栓以上増設するとき(ただし、事前協議案件については、増設する給水栓(給水用具)の口径及び増設位置によっては、計画使用水量に影響を及ぼすおそれがあることから、適用しない)
- ⑦ 特殊器具装置を変更で設置するとき
- ⑧ 使用材料が変更となる時
- ⑨ その他管理者が必要と認めるとき

### (提出部数)

提出部数は、1部とする。

## 2.1.6 指定工事 事業者の 変更

### (一般事項)

- (1) 申込者が委任した指定工事事業者が、廃業等何らかの理由により当該給水装置工事を完了させることができなくなったときは、「**指定給水装置工事事業者変更届**」(様式第5号(施行規程))を管理者に提出し、新たに選任した指定工事事業者に当該給水装置工事を継承させることができる。
- (2) 管理者から指定の停止を受けている指定工事事業者は、その停止期間中は新たに選任される指定工事事業者となることができない。

### (提出部数)

提出部数は、1部とする。

### (責任の範囲)

当該給水装置工事を継承した指定工事事業者は、前任の指定工事事業者が施工した範囲(設計・施工・管理等)のすべての責任を負うものとする。

## 2.1.7 給水承諾

### (申請)

- (1) 開発行為や宅地造成において、管理者の給水承諾を求める場合は、「**開発事業等に伴う給水申請書**」(様式第4号(給水幹線施工基準))に、必要な図書等を添えて管理者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、建設予定戸数が10戸以上若しくは計画1日最大給水量が20m<sup>3</sup>以上の宅地造成をする場合は、**三原市配水施設工事の負担金徴収等に関する規程**(平成17年三原市水道事業管理規程第28号)第5条の規定により、配水施設の布設工事に係る費用負担が発生する場合がある。この場合にあつては、別に定める「**三原市開発地給水事務取扱要綱**」(平成17年水道事業要綱第6号)によるものとする。

- (2) 給水承諾にあたり、内容によっては近隣への給水や消火活動に支障を及ぼさないか検討する必要があることから、申請にあつては余裕をもって行うこと。

### (提出部数)

提出部数は、原則として1部とする。ただし、申請者が控えを要する場合は、この限りでない。

### (回答)

管理者が給水承諾する場合は、「**開発事業等に伴う給水承諾書**」(様式第5号(給水幹線施工基準))をもって申請者に回答するものとする。

## 第2節 事前協議の申込み

### 2.2.1 事前協議

#### (事前協議の対象)

協議申請者は、次に掲げる事項に該当する給水装置を施行しようとするときは、給水装置工事を申し込む前に管理者と協議を行わなければならない。

- ① 分岐口径が40mm以上の給水装置を設置するとき
- ② 直結直圧方式で階高が4階以上の建物へ給水するとき
- ③ 貯水槽を設置又は変更するとき
- ④ 直結直圧方式と其他方式を併用して給水するとき
- ⑤ 直結増圧方式で給水するとき
- ⑥ 既存給水設備と接続するとき
- ⑦ 給水主管部に活水器等を設置又は変更するとき
- ⑧ 貯水槽以降に各戸メーターを設置又は変更するとき
- ⑨ 水道直結式スプリンクラー設備を設置又は変更するとき
- ⑩ 水道直結式太陽熱利用給湯システムを設置又は変更するとき
- ⑪ 水道直結式ドライ型ミスト発生装置を設置又は変更するとき
- ⑫ 水道直結型非常用貯水槽を設置又は変更するとき
- ⑬ その他管理者が必要と認めるとき

#### (協議への同席)

協議申請者は、管理者が協議の場を設定した場合は、必要に応じてこれに同席すること。

### 2.2.2 協議の申込み

#### (提出書類)

事前協議にあたっては、表3.2.1に掲げる書類を管理者に提出すること。

#### (提出部数)

提出部数は、正副の2部とする。

### 2.2.3 協議の結果

#### (回答書)

- (1) 管理者は、事前協議に対する回答について、「給水装置設計事前協議回答書」(様式第13号(設計基準))をもって協議申請者に回答するものとする。
- (2) 管理者は、必要に応じて当該回答書に条件等を附することができる。

### 2.2.4 その他添付書類

#### (一般事項)

給水装置工事申込みにあたり、その他必要な書類については、「第4節申込みに添付すべき書類」によるものとする。

表 3.2.1 給水装置設計事前協議に必要な書類

| 工事種別 |    | 必要書類                         | 様式                | 部数 | 備考 |
|------|----|------------------------------|-------------------|----|----|
| 新設   | 改造 |                              |                   |    |    |
| ○    | ○  | 給水装置設計事前協議書                  | 第 11 号 (設計基準)     | 1  |    |
| ○    | ○  | 給水装置設計計画書                    | 第 12 号 (設計基準)     | 1  |    |
| ○    | ○  | 給水計画平面図                      |                   | 1  |    |
| ○    | ○  | 給水計画配管図                      |                   | 1  |    |
| ○    | ○  | 配管系統図                        |                   | 1  |    |
| ○    | ○  | 位置図                          |                   | 1  |    |
| △    | △  | 現況写真                         |                   | 1  |    |
| △    | △  | 水理計算書 <sup>注1)</sup>         |                   | 1  |    |
| △    | △  | 貯水槽容量計算書 <sup>注2)</sup>      | 第 1 号 (貯水槽水道施工基準) | 1  |    |
| △    | △  | 給水設備構造材質確認届出書 <sup>注3)</sup> | 第 14 号 (設計基準)     | 1  |    |
| △    | △  | その他管理者が認めるもの                 |                   |    |    |

**【備考】**  
 1 「○」印は必須, 「△」印は必要に応じて提出することを示す。  
 2 特に様式の指定のないものについては, 任意様式とする。  
 3 部数は, 1セット当たりをいう。

**【注記】**  
 注1) 計算方法については管理者が定めたとおりとすること。  
 注2) 受水槽や高置水槽等を設置又は変更する場合とする。  
 注3) 既存の給水設備を給水装置として使用する場合とする。

## 第3節 給水装置工事の申込み

### 2.3.1 工事の申込み

#### (一般事項)

給水装置工事を行う場合は、次に掲げる書類（以下「申込書一式」という。）を管理者に提出し、承認を得なければならない。

- ① 給水装置工事申込書（様式第1号（施行規程））
- ② 使用材料及び付近見取図（様式第2号（施行規程））
- ③ 給水装置設計配管平面図（様式第3号又は様式第3号の2（施行規程））
- ④ 給水装置設計配管立面図（様式第4号又は様式第4号の2（施行規程））
- ⑤ 位置図（任意様式）

#### (設計配管立面図の省略)

給水装置設計配管立面図については、申請対象建物が戸建住宅（ただし、多世帯住宅を除く。）の場合は、省略することができる。

#### (用紙の指定)

給水装置工事申込書にあつては、上質紙（厚紙）とし、それ以外については中性紙とする。

#### (提出部数)

提出部数は、上記①～④については1部、⑤については3部を1セットとしたものを1部とする。

### 2.3.2 臨時給水装置の申込み

#### (定義)

「臨時給水装置」とは、管理者から供給された水を、工事その他一時的に使用する目的で設置される、いわば仮の給水装置をいう。

ここでいう「工事その他一時的」とは、次のようなものをいう。

- ① 工事現場
- ② 興行
- ③ 仮設事務所や仮店舗等

#### (条件)

- (1) 配水管以外の管から分岐しないこと。
- (2) 分岐口径及びメーター口径が40mm以下であること。
- (3) 使用目的以外には使用しないこと。
- (4) 使用期間が24ヶ月を超えないこと。ただし、特別な事情であると管理者が認めるときは、12ヶ月を限度としてこれを延長することができる。

なお、発注者との当初契約時から長期契約（契約期間が24ヶ月を超えるもの。）のものについては、管理者と別途協議すること。

- (5) 使用期間を終えたとき、当該給水装置を完全に撤去すること。この場合にあつては、管理者に当該給水装置の撤去の申込みを行うこと。

#### (一般事項)

臨時給水装置の申込みにあつては、「2.3.1 工事の申込み」によるものとする。

(所有者及び使用者)

- (1) 臨時給水装置の申込者は、所有者及び使用者と同一でなければならない。
- (2) 使用期間中の所有者及び使用者の変更並びに譲渡することはできない。

(他の者の既存給水装置の使用)

申込者以外の者が所有する給水装置の全部又は一部を臨時給水装置として使用する場合は、当該給水装置所有者の承諾を得なければ、これを認めないものとする。

この場合にあつては、臨時給水装置所有者は、「給水装置臨時的使用承諾書」(様式第 15 号 (設計基準)) に記載されている条件を確認し、これを履行しなければならない。

2.3.3 支障移設  
に伴う工  
事の申込  
み

(定 義)

「支障移設」とは、公共工事等で支障となる給水装置の部分的な改造等をいう。

(事前協議)

支障移設を行おうとする者は、移設方法等について事前に管理者と協議すること。

なお、この場合にあつては、「給水装置設計事前協議書」の提出は不要とする。

(一般事項)

給水装置の支障移設を行う場合は、次に掲げる書類を管理者に提出し、承認を得なければならない。

- ① 給水装置工事申込書 (公共事業に伴う支障移設)  
(様式第 1 号の 2 (施行規程))
- ② 使用材料及び付近見取図 (様式第 2 号 (施行規程))
- ③ 給水装置設計配管平面図 (様式第 3 号又は様式第 3 号の 2 (施行規程))
- ④ 位置図 (任意様式)

(用紙の指定)

「2.3.1 工事の申込み」によるものとする。

(提出部数)

提出部数は、それぞれ 1 部とする。

2.3.4 その他添  
付書類

(一般事項)

給水装置工事申込みにあたり、その他必要な書類については、「第 4 節申込みに添付すべき書類」によるものとする。

## 第4節 申込みに添付すべき書類

### 2.4.1 総則

#### (目的)

給水装置工事の施工にあたり、事前に申込者が解決しておくべき事項や事後の紛争などを未然に防止することを目的とする。

### 2.4.2 公図及び登記事項証明書

#### (一般事項)

(1) 給水装置は、「1使用者1使用場所」とすることを原則としているため、管理者が特に必要と認める場合は、公図及び登記事項証明書を申込書一式に添付すること。

なお、公図は発行日から30日以内のものとし、登記事項証明書は登記簿謄本又は抄本とする。

(2) 公図及び登記事項証明書は、原則として次に掲げる事項に該当する場合に添付するものとする。

- ① 申込者が所有する土地を合筆又は分筆し、給水装置を設置又は変更する場合
- ② 申込者以外の者が所有する土地に、給水装置を設置又は変更する場合
- ③ その他管理者が特に必要と認める場合

(3) 公図及び登記事項証明書は、原本又はその写しとする。

#### (提出部数)

提出部数は、それぞれ1部とする。

### 2.4.3 事前協議回答書

#### (一般事項)

「第2節事前協議の申込み」に該当し、管理者から回答を得た案件については、申込書に当該回答書の写しを添付すること。

## 第5節 承諾書

### 2.5.1 総則

#### (目的)

承諾書は、特定の給水装置工事の申込みにあたり、当事者間の紛争を防止すること、また、管理者が条件を附すことにより当該給水装置を適正に使用していくことを目的とする。

#### (署名捺印の原則)

承諾書への記入にあつては、本人による署名捺印を原則とし、記名押印についてはこれを認めないものとする。ただし、本人に特別な事情があると管理者が認めるときは、代筆者による署名捺印とすることができる。

#### (提出部数)

特に定めのないものについては、それぞれ1部とする。

### 2.5.2 他の者の給水装置から分岐する場合

#### (一般事項)

給水装置の施工にあたり、申込者以外の者が所有する給水装置又は私設給水幹線から分岐する場合は、「給水装置の分岐又は土地使用承諾書」(様式第6号(施行規程))を申込書一式に添付すること。ただし、布設替工事等において、分岐口径及びメーター口径に変更が生じないときは、この限りでない。

### 2.5.3 他の者の土地を使用する場合

#### (一般事項)

給水装置の施工にあたり、申込者以外の者が所有する土地に給水装置を設置(当該地の通過を含む。)する場合は、「給水装置の分岐又は土地使用承諾書」(様式第6号(施行規程))を申込書一式に添付すること。

### 2.5.4 他の者の給水装置を臨時的に使用する場合

#### (一般事項)

- (1) 申込者以外の者が所有する給水装置の一部又は全部を工事その他一時的に使用する場合は、「給水装置臨時的使用承諾書」(様式第15号(設計基準))を申込書一式に添付すること。
- (2) 当該承諾書には、当該給水装置の所有者が署名捺印すること。

### 2.5.5 増圧給水設備を設置する場合

#### (一般事項)

直結増圧方式において、増圧給水設備を使用して給水する場合は、「増圧給水設備設置条件承諾書」(様式第4号(設計基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。

### 2.5.6 管路活水器等を設置する場合

#### (一般事項)

給水装置へ活水器又は浄水器を設置する場合は、「管路活水器等設置条件承諾書」(様式第5号(設計基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。

- 2.5.7 水道直結式スプリンクラーを設置する場合
- (一般事項)
- 水道直結式スプリンクラーを設置する場合は、「水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書」(様式第6号(設計基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。
- 2.5.8 太陽熱利用給湯システムを設置する場合
- (一般事項)
- 水道直結式の太陽熱利用給湯システムを設置する場合は、「太陽熱利用給湯システム設置条件承諾書」(様式第7号(設計基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。
- 2.5.9 ミスト発生装置を設置する場合
- (一般事項)
- 施設などでドライ型ミスト発生装置(常設型に限る。)を設置する場合は、「ドライ型ミスト発生装置設置条件承諾書」(様式第8号(設計基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。
- 2.5.10 非常用貯水槽を設置する場合
- (一般事項)
- 耐震性非常用貯水槽を設置する場合は、「耐震性非常用貯水槽設置条件承諾書」(様式第9号(設計基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。
- 2.5.11 私設メーターを設置する場合
- (一般事項)
- 管理者が貸与するメーター以外に私設メーターを設置する場合は、「私設メーター設置条件承諾書」(様式第10号(設計基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。
- 2.5.12 特例直結直圧方式で給水する場合
- (一般事項)
- 階高が4階又は5階の建物に直結直圧方式で給水(特例直結直圧方式)する場合は、「4階以上への直結直圧方式給水条件承諾書」(様式第1号(中高層施工基準))に記載されている該当事項を承諾のうえ、承諾書を申込書一式に添付すること。
- 2.5.13 直結増圧方式で給水する場合
- (一般事項)
- 直結増圧方式で給水する場合は、「直結増圧方式給水条件承諾書」(様式第1号(中高層施工基準))に記載されている該当事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。

- 2.5.14 受水槽方式で給水する場合  
(一般事項)  
受水槽方式で給水する場合は、「貯水槽水道設置条件承諾書」(様式第2号(貯水槽水道施工基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。
- 2.5.15 各戸メーターを設置する場合  
(一般事項)  
受水槽方式で給水する場合であって、メーター(貸与メーターに限る。)を各戸に設置希望するときは、「貯水槽水道以降のメーター設置条件承諾書」(様式第3号(貯水槽水道施工基準))に記載されている事項を承諾のうえ、当該承諾書を申込書一式に添付すること。

## 第6節 誓約書

### 2.6.1 総則

#### (目的)

誓約書は、特定の給水装置工事の申込みにあたり、管理者の指導事項を履行することが困難なときなど、当該給水装置を適正に使用していくことに影響を及ぼすおそれのある事項について、管理者と需要者との責任分界点を明確にすることを目的とする。

#### (署名捺印の原則)

誓約書への記入にあつては、「第5節承諾書 2.5.1 総則」によるものとする。

#### (提出部数)

特に定めのないものについては、それぞれ1部とする。

### 2.6.2 臨時に給水装置を設置する場合

#### (一般事項)

工事その他一時的に水を使用する目的で給水装置を設置する場合は、「臨時給水装置の設置に関する誓約書」(様式第1号(設計基準))に記載されている事項について誓約したうえで、当該誓約書を申込書一式に添付すること。

### 2.6.3 止水栓止工事を行う場合

#### (一般事項)

止水栓止工事を行う場合は、「止水栓止工事に関する誓約書」(様式第2号(設計基準))に記載されている事項について誓約したうえで、当該誓約書を申込書一式に添付すること。

### 2.6.4 給水設備を給水装置として使用する場合

#### (一般事項)

既存の自家用給水設備又は受水槽以降の給水設備のすべて又は一部を給水装置として使用する場合は、「給水設備との配管接続に関する誓約書」(様式第3号(設計基準))に記載されている事項について誓約したうえで、当該誓約書を申込書一式に添付すること。

### 2.6.5 私設給水幹線を新設する場合

#### (一般事項)

- (1) 私設給水幹線を新設する場合は、「私設給水幹線の新設に関する誓約書」(様式第1号(給水幹線施工基準))に記載されている事項について誓約したうえで、当該誓約書を申込書一式に添付すること。
- (2) 私設給水幹線の申込者は、当該装置の共有代表者とする。
- (3) 私設給水幹線を共有する者は、当該誓約書に記載された事項について、署名捺印すること。

2.6.6 私設給水  
幹線にお  
いて出水  
不良等が  
懸念され  
る場合

(一般事項)

(1) 既存の私設給水幹線からの新たな分岐や分岐替えにおいて、当該給水幹線の口径並びに既存給水件数等を考慮した結果、出水不良及び水圧低下が懸念されると管理者が判断するときは、当該給水幹線等を適正な口径となるよう改造する旨の指導を行う場合がある。

この指導事項に対して、特段の事情により履行することが困難な場合は、「出水不良等に関する誓約書」(様式第2号(給水幹線施工基準))に記載されている事項について誓約したうえで、当該誓約書を申込書一式に添付すること。

(2) 当該誓約書にあっては、既存の私設給水幹線を利用して給水を受けている者が複数おり、当事者のみならず条件によっては他の共用者の出水不良及び水圧低下を招くおそれがあるため、十分な注意が必要である。

2.6.7 私設給水  
幹線から  
の給水を  
放棄する  
場合

(一般事項)

(1) 既存の私設給水幹線から給水を受けている共有者が、当該装置からの給水を放棄し、新たに配水管等からの給水を受ける場合は、「私設給水幹線の権利譲渡に関する誓約書」(様式第3号(給水幹線施工基準))に記載されている事項について誓約したうえで、当該誓約書を申込書一式に添付すること。

(2) 配水管等から新たに分岐するときは、私設給水幹線からの分岐を止めなければ工事することができない。なお、分岐止めを行うことによって、私設給水幹線の所有権を他の共有者に譲渡することにより権利放棄となることを、申込者は理解しておく必要がある。

(3) 既存の私設給水幹線の所有権を有さない使用者(共用者)の場合にあっては、当該誓約書は不要とする。

2.6.8 受水槽を  
設置しな  
い場合

(一般事項)

(1) 受水槽の設置条件については、「第8編貯水槽水道施工基準第1章貯水槽水道の設計第2節受水槽等の設計」で定めている。

この条件のひとつに「一時に多量の水を使用する場合又は常時一定の水圧を必要とする場合であること。」とあるが、これは建物の種類や使用形態から総合的に判断して管理者が受水槽を設置すべきと認めることを意味している。

しかしながら、申込者の事情により受水槽を設置することが困難であると管理者が認める場合は、「受水槽を設置しないことに関する誓約書」(様式第4号(貯水槽水道施工基準))に記載されている事項について誓約したうえで、当該誓約書を申込書一式に添付すること。

(2) 前項の条件以外にあっては、「第8編貯水槽水道施工基準第1章貯水槽水道の設計第2節受水槽等の設計」で定めている条件に基づき受水槽を設置しなければならない。

2.6.9 既存高置  
水槽へ直  
接給水す  
る場合

(一般事項)

高置水槽が既に設置されている場合であって、これに直接給水する方式（直結直圧方式）に切り替える場合は、「高置水槽への直結給水に関する誓約書」（様式第5号（貯水槽水道施工基準））に記載されている事項について誓約したうえで、当該誓約書を申込書一式に添付すること。

## 第7節 届 出 書

### 2.7.1 総 則

#### (目 的)

届出書は、特定の給水装置について、管理者に届け出ることにより適正な使用及び維持管理の資質向上を図ること、また、給水装置の所有者やその権利者を明確にすることを目的とする。

#### (署名捺印の原則)

届出書への記入にあつては、原則として「第5節承諾書 2.5.1 総則」によるものとする。ただし、「2.7.7 分岐工事に着手する場合」に示す書類にあつては、この限りでない。

#### (提出部数)

特に定めのないものについては、それぞれ1部とする。

### 2.7.2 申込者の 居住地が 県外の場合

#### (一般事項)

(1) 給水装置工事の申込者の居住地が県外の場合は、「代理人選定届」(様式第11号(施行規程))に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。

(2) 給水装置工事が完了し、引き渡しを受けると同時に県内に居住地を移す場合であっても、申込時に居住地が県外の場合は、届出書が必要となる。

なお、この場合であつて、申込者の居住地が県内に移ったことが明らかとなったときは、当該届出書は管理者が破棄するものとする。

(3) 代理人に選定する者は、居住地が県内の者又は指定工事事業者(ただし、主たる事業所が県外の者を除く。)のいずれかとする。

(4) 代理人を変更する場合は、「代理人変更届」(様式第11号(施行規程))に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。

### 2.7.3 受水槽や 特殊器具 装置等を 設置する 場合

#### (一般事項)

(1) 次に掲げる設備(装置)を設置する場合は、維持管理及び保守点検を適切に行うために、「設備管理責任者選定届」(様式第12号(施行規程))に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。

① 受水槽又は高置水槽並びにその両方を設置する場合

② 増圧給水設備を設置する場合

③ 給水主管に活水器(管路活水器)等を設置する場合

④ 太陽熱利用給湯システムを設置する場合

⑤ 水道直結式スプリンクラーを設置する場合

⑥ ドライ型ミスト発生装置(常設型)を設置する場合

⑦ 非常用貯水槽を設置する場合

⑧ 管理者が特に必要と認める場合

(2) 設備管理責任者を変更する場合は、「設備管理責任者変更届」(様式第12号(施行規程))に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 2.7.4 メーター口径を変更する場合    | <p>(一般事項)</p> <p>管理者から貸与されたメーターの個数が1個であって、これを増径又は減径する場合は、「給水装置権利(統合・分割・放棄)届」(様式第13号(施行規程))に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。</p>  |
| 2.7.5 水道の使用を中止又は開始する場合 | <p>(一般事項)</p> <p>水道の使用を開始する、又は使用を中止する場合は、「水道使用中止・使用開始届出書」(参考様式)に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。</p>   |
| 2.7.6 給水装置の権利を放棄する場合   | <p>(一般事項)</p> <p>(1) 不用となった給水装置を撤去し、給水を受ける権利を放棄(管理者との給水契約の解約)する場合は、「給水装置権利放棄届」(様式第13号(施行規程))に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。</p> <p>(2) 給水装置を放棄した者が、新たに給水装置を設置するときは、別途新規加入分担金を納付しなければならない。</p>  |
| 2.7.7 給水装置の所有者を変更する場合  | <p>(一般事項)</p> <p>(1) 給水装置の所有者に変更が生じる場合は、「給水装置所有者名義変更届」(様式第14号(施行規程))に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。</p> <p>(2) 名義変更にあつては、新所有者はもとより前所有者の捺印が必要となるが、不測の事由により前所有者の捺印が困難なときは、新所有者が当該装置の所有権を取得したことを証明する証書類を添付することをもって、これに代えるものとする。</p>               |
| 2.7.8 給水装置を譲渡する場合      | <p>(一般事項)</p> <p>給水装置の一部又は全部を他の者に譲渡する場合は、「給水装置譲渡届」(様式第15号(施行規程))に必要事項を記入のうえ、管理者に届け出ること。</p> <p>なお、当該届出書は、主に支管分岐による給水を中止する場合に用いることが多い。</p>  |
| 2.7.9 分岐工事に着手する場合      | <p>(着手の届出)</p> <p>分岐工事に着手するときは、工事予定日時の3営業日前までに表3.2.2に掲げる書類を管理者に提出すること。</p> <p>なお、ここでいう「分岐工事」とは、給水装置を引き込むために配水管等を穿孔する工事及び分岐止め工事をいう。</p> <p>(断水を伴う分岐工事)</p> <p>(1) 分岐工事を行うにあたり、配水管等を断水せざるを得ないときは、事前に管理者と協議のうえ、「断水等施工申請書兼断水施工伺」(様式第4号</p> |

(施工基準)に必要事項を記入し、管理者に提出すること。

(2) スクイズオフ工法により一時止水する場合であっても、不測の事態に備え、「断水等施工申請書兼断水施工伺」(様式第4号(施工基準))を管理者に提出すること。

なお、ここでいう「スクイズオフ工法」とは、既存管の弁栓類を閉止することができない場合に、クランプ治具を用いて部分的に断水する応急措置工法をいう。

**(提出部数)**

提出部数は、それぞれ1部とする。

**表 3.2.2 分岐工事に着手する場合に必要な書類(掘削を伴う場合)**

| 工 事 種 別 |    |    | 必 要 書 類                       | 様 式       | 部 数 |
|---------|----|----|-------------------------------|-----------|-----|
| 新設      | 改造 | 撤去 |                               |           |     |
| ○       | ○  | ○  | 分岐工事着手届                       | 第1号(施工基準) | 1   |
| ○       | ○  | ○  | 位置図                           |           | 1   |
| ○       | ○  | ○  | 道路掘削配管平面図・横断面図 <sup>注1)</sup> |           | 1   |
| ○       | ○  | ○  | 路面復旧標準断面図 <sup>注2)</sup>      |           | 1   |
| ○       | ○  | △  | 給水装置工事申込書 <sup>※注3)</sup>     | 第1号(施行規程) | 1   |
| △       | △  | △  | 道路又は河川等の占用許可書 <sup>※注4)</sup> |           | 1   |
| △       | △  | △  | 道路使用許可書 <sup>※注5)</sup>       |           | 1   |
| △       | △  | △  | 安全管理図 <sup>注6)</sup>          |           | 1   |
| △       | △  | △  | その他管理者が特に認めるもの                |           |     |

**【備考】**  
 1 「○」印は必須、「△」印は必要に応じて提出することを示す。  
 2 特に様式の指定のないものについては、任意様式とする。  
 3 「※」印については、写しとする。

**【注記】**  
 注1) 平面図及び横断面図は、分岐から第1止水栓までを明記すること。  
 注2) 路面復旧図には、道路掘削部の復旧範囲及び本復旧範囲を明記すること。  
 注3) 「承認」が押印されたものとする。なお、分岐止工事のみの場合は、不要とする。  
 注4) 道路管理者並びに河川管理者の許可を要する場合に添付すること。  
 注5) 交通管理者の許可を要する場合に添付すること。  
 注6) 施工に際し、車両全面通行止めを行う場合に添付すること。

## 第8節 設計審査

### 2.8.1 総 則

#### (一般事項)

指定工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、施行規程第7条の規定により、管理者の設計審査を受けなければならない。

#### (設計審査を要する工事)

給水装置の新設及び改造工事とする。ただし、支障移設にあつては、事前に管理者と協議することをもって設計審査とすることができる。

### 2.8.2 設計審査

#### (一般事項)

設計審査は、給水装置工事の適正な施工を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法が政令第6条及び本基準に適合していることを確認するために行うものである。

なお、提出された書類の記載内容及び設計内容に不備があるもの、あるいは設計内容に支障があると認められる場合は、その訂正又は改善方法について指示・指導を行うので、申込み手続を行う指定工事事業者は、これに従い必要箇所の訂正を行うこと。

#### (審査項目)

管理者は次の項目について、構造材質基準に適合しているかを審査し、同時に設計にあたって必要な事項の調査がなされているかを確認する。

##### ① 分岐箇所等

分岐箇所の適否、配水管又は既存給水管の位置、管種、口径、道路舗装種別

##### ② 使用水量

所要水量、使用形態、適正なメーター口径の選定等

なお、管理者から指示があつた場合は、流量計算書を提出すること。

##### ③ 配管

管種の適否、配管位置の適否、構造の適否、管防護の適否（防食、離脱防止、地盤沈下に対する措置等）

##### ④ 逆流防止

逆流防止装置設置位置の適否、吐水口と満水面との間隔の適否等

##### ⑤ 取付け器具の適否、給水用具の栓数の適否

##### ⑥ 給水管口径の適否

##### ⑦ 止水栓及びメーター設置位置の適否

##### ⑧ 所要水量と受水槽等容量との関係性

##### ⑨ 増圧給水設備の設置位置の適否、政令第6条に定める基準に適合した製品であることの確認及び使用形態に応じた逆流防止機器が組み込まれていることの確認

⑩ 集合住宅におけるメーター設置の規則性

⑪ その他必要と思われる事項

(設計審査後の措置)

- (1) 管理者は、申込みのあった給水装置の設計及び施工方法が適切であると認めるときは、当該給水装置工事の施行承認を行うものとする。
- (2) 管理者は、設計審査終了後不承認とせざるを得ないときは、指定工事業者に対し、指導・助言を行い、修正等をさせることができる。

(一般事項)

- (1) 申込者は、給水装置工事を申し込む際に、**工事設計審査手数料**（以下「**審査手数料**」という。）を納付しなければならない。
- (2) 審査手数料は、条例第 28 条第 1 項の規定に基づき、分岐口径により定められた審査手数料を納付しなければならない。

2.8.3 工事設計  
審査手数料

表 3.2.3 工事設計審査手数料

| 分岐口径（1件につき）(mm) | 金額      |
|-----------------|---------|
| φ 25 以下         | 2,000 円 |
| φ 40 ・ φ 50     | 5,000 円 |
| φ 75 以上         | 9,000 円 |

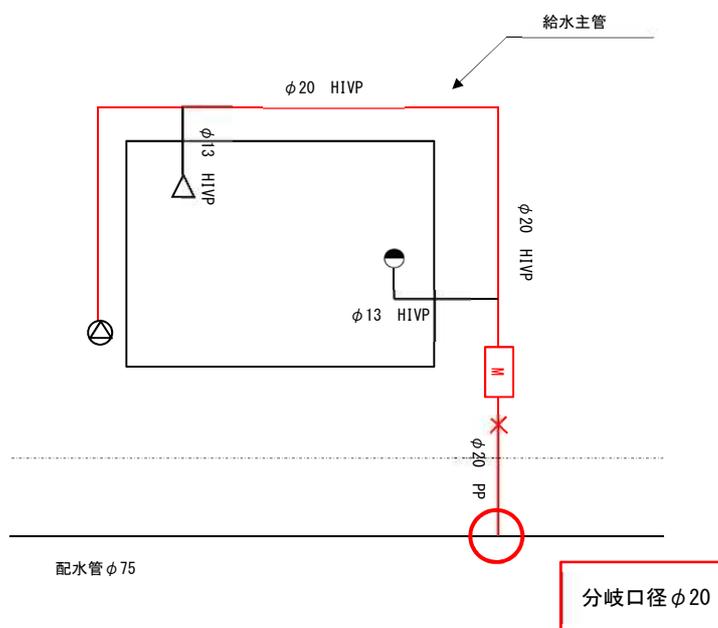


図 3.2.1 配水管等から分岐する場合の考え方（参考）





管路①は、配水管からφ40 mmで分岐し、給水主管を同一口径にて配管するものである。

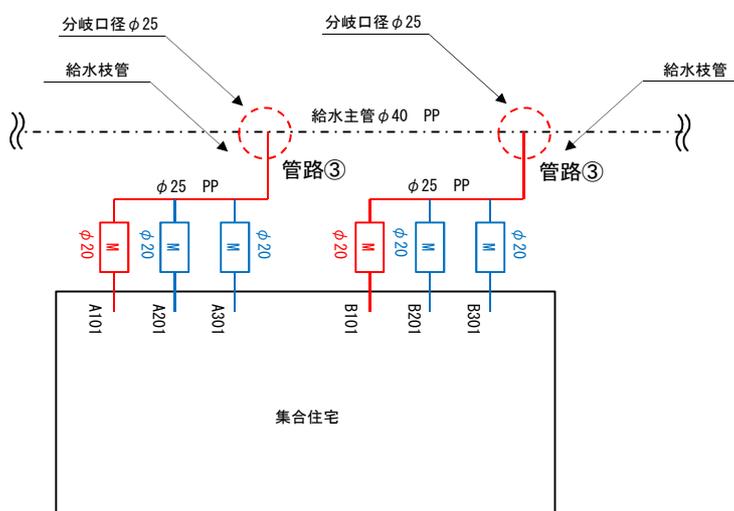
この場合、給水主管に対する審査手数料は、表 3.2.3 により 5,000 円となる。なお、分岐口径と給水主管の口径が異なる場合であっても、配水管等からの分岐口径に対する審査手数料とする。

#### ・ 管路②について

管路②については、φ20 mmでの配管であり、給水主管φ40 mmからの分岐である。しかしながら、この給水栓は、給水主管φ40 mmの配管延長上に位置していることから、給水主管φ40 mmに含めた配管と解釈する。

したがって、管路②に対する審査手数料は生じないこととする。

#### ・ 管路③について

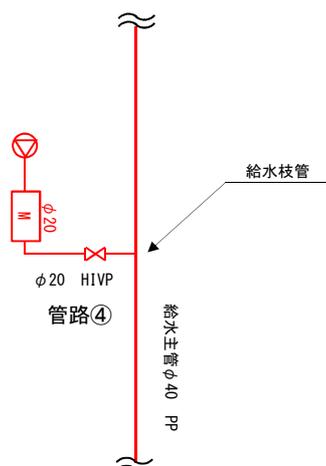


管路③の2つの分岐は、給水主管φ40 mmからの分岐（φ25 mm）である。

この場合、分岐先を給水枝管としたとき、末端給水栓（この図において、A101 と B101）は、給水枝管φ25 mmの延長線上の給水栓とみなし、分岐口径φ25 mmに対する審査手数料がそれぞれ生じる。

このほか、A201、A301、B201 及び B301 の分岐（φ20 mm）は、給水枝管φ25 mmからの分岐であるため、分岐口径φ20 mmに対する審査手数料がそれぞれ生じる。

・ 管路④について



管路④の分岐は、給水主管φ40 mmからの分岐（φ20 mm）である。  
したがって、分岐口径φ20 mmに対する審査手数料が生じる。

・ 本ケースにおける審査手数料について

管路①=5,000円（分岐口径φ40 mm）×1箇所=5,000円  
管路②=審査手数料なし  
管路③=2,000円（分岐口径φ25 mm）×2箇所=4,000円  
          2,000円（分岐口径φ20 mm）×4箇所=8,000円     計12,000円  
管路④=2,000円（分岐口径φ20 mm）×1箇所=2,000円  
審査手数料合計=5,000円+12,000円+2,000円=19,000円     となる。

(6) 貯水槽水道に各戸メーター（貸与メーターに限る。）を設置する場合は、メーター5個単位を1給水装置工事として取扱い、各単位工事分の審査手数料を算定する。

なお、メーターが5個単位に満たないときは、これを1給水装置工事として取り扱うものとする。

2.8.5 工事設計  
審査手数料の還付

(一般事項)

既納した審査手数料は、これを還付しない。

2.8.6 工事設計  
審査手数料の免除

(適用要件)

管理者は、次に掲げる事項に該当するときは、審査手数料を免除することができる。

- ① メーターの口径のみを変更するとき
- ② 給水管の延長が5 m以内であって、給水用具が1栓のみの増設改造工事

を申し込むとき

- ③ 給水管の延長が 10m 以内の改造工事を申し込むとき
- ④ 修繕工事を行う，又は行ったとき
- ⑤ 撤去工事を申し込むとき
- ⑥ 既存受水槽及び高置水槽本体のみの改造工事（本体の更新）を申し込むとき（ただし，当該水槽の容量に変更が生じるものを除く）
- ⑦ 私設給水幹線布設後，これを配水管として管理者に寄付するとき（ただし，私設給水幹線から分岐する給水装置を除く）
- ⑧ 支障移設を行うとき
- ⑨ り災証明のある給水装置工事の新設又は改造を行うとき
- ⑩ その他管理者が認めるとき

## 第9節 新規加入分担金

### 2.9.1 総則

#### (新規加入分担金の納付)

- (1) 給水装置を新設（ただし、工事その他一時的に設置する場合を除く。）又は改造（メーターの口径を増径する場合に限る。）する者は、当該工事の申し込みの際に、**新規加入分担金**（以下「**加入金**」という。）を納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、工事申込み後に納付することができる。
- (2) 加入金は、条例第27条第1項の規定に基づき、メーターの口径により定められた加入金を納付しなければならない。

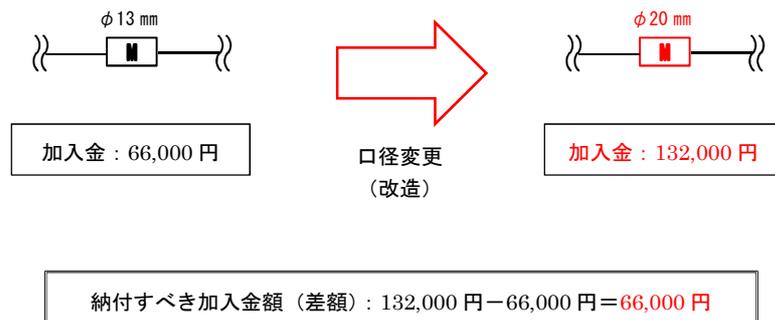
表 3.2.4 新規加入分担金

| メーターの口径 (mm)                            | 新規加入分担金      |
|---|--------------|
| φ13                                     | 66,000 円     |
| φ20                                     | 132,000 円    |
| φ25                                     | 198,000 円    |
| φ40                                     | 660,000 円    |
| φ50                                     | 1,188,000 円  |
| φ75                                     | 3,300,000 円  |
| φ100                                    | 7,260,000 円  |
| φ150                                    | 19,580,000 円 |
| その他のもの                                  | 管理者が別に定める    |
| <b>【備考】</b><br>新規加入分担金には、消費税及び地方消費税を含む。 |              |

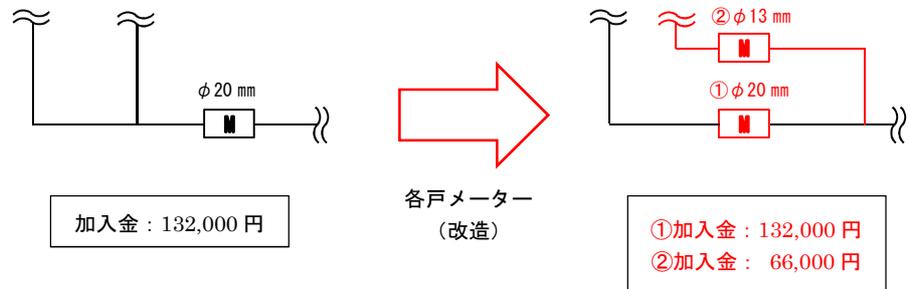
### 2.9.2 新規加入分担金の算定

#### (算定方法)

- (1) 給水装置を新設又は改造してメーターを設置する場合は、メーター口径の区分及びその個数により算定する。
- (2) メーター口径を増径する場合は、新口径に係る加入金額と旧口径に係る加入金額との差額により算定する。



(3) 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量しているもの（支管分岐による給水）を、各戸メーターに切り替える場合は、切替後の各戸メーターの口径ごとに計算した加入金額の合計と切替前のメーター口径に係る加入金額との差額により算定する。



納付すべき加入金額（差額）：(①132,000円+②66,000円) - 132,000円 = 66,000円

(4) 既存メーターの口径を減径し、その後再び増径する場合は、増径するメーター口径に係る加入金額と減径したメーター口径に係る加入金額との差額により算定する。

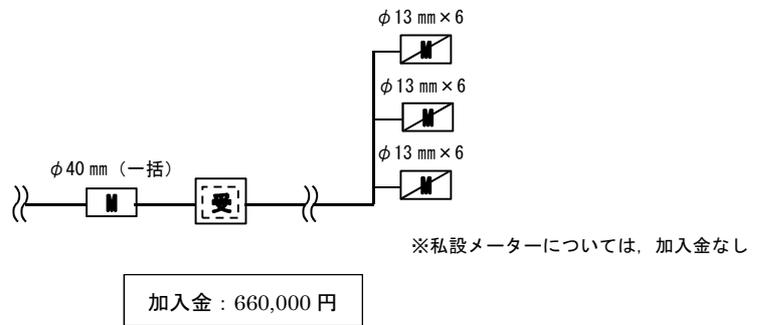


納付すべき加入金額（差額）：132,000円 - 198,000円 = △66,000円（還付しない）  
変更前加入金額 ≥ 変更後加入金額のため、加入金の納付が発生しない。

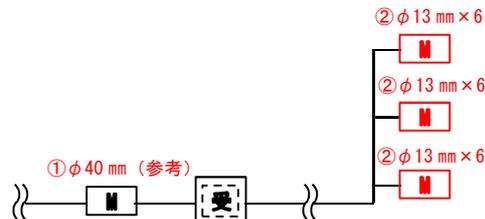


納付すべき加入金額（差額）：198,000円 - 132,000円 = 66,000円

- (5) 貯水槽水道において、各戸メーターによる計量（検針）を希望する場合は、各メーター口径の区分及びその個数により算定する。
- (6) 貯水槽水道において、一括メーターから各戸メーターへ計量方法を切り替える場合は、各戸メーターの口径ごとに計算した加入金額の合計額と一括メーターに係る加入金額との差額により算定する。



各戸へ変更  
(改造)



納付すべき加入金額（差額）：(②66,000円 $\times$ 18) - ①660,000円=528,000円

- (7) 公共工事等により立ち退きをする場合であって、当該地に設置されている給水装置を他の場所（移転先候補地）に新設する（以下「物件支障移転」という。）際に、メーター口径を増径するときは、新口径に係る加入金額と旧口径に係る加入金額との差額により算定する。
- (8) 既存メーターの権利を、統合又は分割する場合の加入金の算定は、「第10節権利の統合及び分割」によるものとする。

### 2.9.3 新規加入 分担金の 還付

#### （一般事項）

既納の加入金は、次に掲げるもののほかは、還付しないものとする。

- ① 加入金を納付した後に、給水装置工事の申し込みを取り消したとき
- ② 改造工事において、メーター口径を増径する場合に、これに係る加入金を納付した後に設計変更によって増径を必要としなくなったとき

#### 2.9.4 特例措置

##### (適用要件)

申込者は、次に掲げる事項に該当するときは、加入金の納付を要しないものとする。

- ① 既存メーターの口径を同一口径以下とするとき
- ② 新設する給水装置であって、工事その他一時的に水を使用（臨時用水）するとき
- ③ 物件支障移転の場合であって、移転の際にメーターの口径に変更が伴わないとき
- ④ **消防法**（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき防火水槽を設置するとき  
なお、ここでいう「**防火水槽**」とは、公園や道路などに消防が消火のために使用する水を貯蔵するボールタップを有さない水槽をいう。

## 第 10 節 権利の統合及び分割

### 2.10.1 総 則

#### (目 的)

給水装置を設置した場合は、使用水量を計量するためにメーターを設置し、この口径に応じた加入金を納付しなければならない。

加入金を納付し設置されたメーターは、需要者が水道の使用を放棄しない限りこれを使用し続ける権利を有し、普遍的なものであるが、近年、高齢化や人口減少により、土地の多目的有効利用が図られ、集合住宅や開発事業等により分譲住宅の建築が増加している。

したがって、これらに伴い既に加入金を納付したメーターについて、管理者が定める条件を満足する場合に限り、一定の範囲内で利用の権利を統合及び分割することをもって、需要者の負担軽減を図ることを目的とする。

#### (定 義)

- (1) 「統合」とは、土地に1個以上のメーターが設置されている場合であつて、権利を有したままメーターの数を設置されている数以下にすることをいう。
- (2) 「分割」とは、土地に1個以上のメーターが設置されている場合であつて、権利を有したままメーターの数を設置されている数以上にすることをいう。

### 2.10.2 条 件

#### (一般事項)

- (1) 給水装置及び土地の所有者が同一であること。
- (2) 統合及び分割を行うすべての土地に対する工事の申込みが同時になされること。ただし、物件支障移転による場合は、この限りでない。
- (3) 目的の土地が一筆であること。ただし、複数筆の土地にあつて、将来にわたり当該地を一体的利用することが可能であると管理者が認めるときは、この限りでない。
- (4) 統合又は分割を行った後に使用しない利用の権利が生じた場合は、これを放棄すること。
- (5) 統合又は分割にあつて、不用となる給水装置については、分岐止め及び当該給水装置を完全に撤去すること。

### 2.10.3 手続き

#### (一般事項)

メーターを統合又は分割する場合は、「給水装置権利（統合・分割・放棄）届」（様式第 13 号（施行規程））に必要事項を記入し、公図及び登記事項証明書を添えて管理者に提出すること。

2.10.4 統合及び  
分割後の  
新規加入  
分担金の  
算定

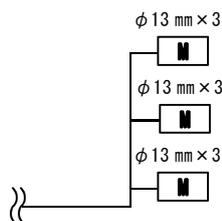
(一般事項)

統合及び分割は、対象となる土地において、現在貸与しているメーター口径に係る既納加入金を元に算定する。

(統合による加入金の算定)

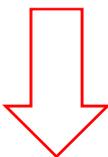
2個以上設置されているメーターに係る既納加入金の合計金額から統合後に設置されるメーターに係る加入金額との差額によるものとする。

なお、統合後に加入金額の不足分が生じた場合、これに係る加入金額を新たに納付すれば、利用の権利を統合することができる。



①既納加入金 :  $66,000 \times 9 = 594,000$

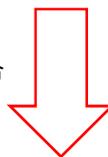
統合



②加入金 : 660,000 円

納付すべき加入金額 (差額)  
②666,000 円 - ①594,000 円 = 72,000 円

統合



②加入金 : 132,000 円

納付すべき加入金額 (差額)  
②132,000 円 - ①594,000 円 = △462,000 円  
この場合△462,000 円は放棄となる。

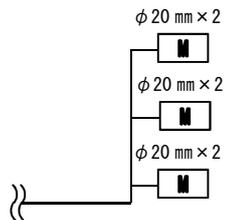
### (分割による加入金の算定)

2個以上設置されているメーターに係る既納加入金の合計金額から分割後に設置されるメーターに係る加入金額との差額により算定する。

なお、分割後に加入金額の不足分が生じた場合、これに係る加入金額を新たに納付すれば、利用の権利を分割することができる。



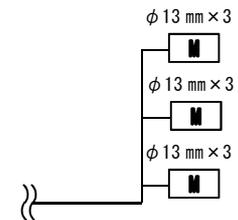
①既納加入金：660,000円



②加入金：132,000 × 6 = 792,000円

納付すべき加入金額（差額）

②792,000円 - ①660,000円 = 13,200円



②加入金：66,000 × 9 = 594,000円

納付すべき加入金額（差額）

②594,000円 - ①660,000円 = △66,000円

この場合△66,000円は放棄となる。



## 第3章 水道メーターの貸与等



## 第1節 水道メーターの貸与

### 3.1.1 総 則

#### (一般事項)

- (1) メーターは、水道料金の徴収に必要な使用水量を計量するために設置するものであり、水道使用者の負担する料金額を決定するための基本となるものである。
- (2) メーターは、使用水量を計量するために管理者が給水装置所有者に対し貸与するものであって、「1 給水装置1 メーター」を原則とする。

### 3.1.2 メーター の貸与

#### (一般事項)

- (1) 給水装置工事申込みの承認後、規定の加入金を納付しなければ、メーターの貸与を受けることができない。
- (2) 撤去すべきメーターがある場合は、原則として当該メーターを管理者へ返却しなければ新たなメーターを貸与することはできない。ただし、特別な事情があると管理者が認めるときは、この限りでない。  
なお、この場合において、撤去したメーターに「水道メーター返却届」(参考様式)を添えること。
- (3) 貸与されたメーターは、適切に管理し、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- (4) 貸与された日から起算して、概ね3日以内に当該給水装置に対し設置すること。
- (5) 消防が設置する防火水槽には、メーターは貸与しないものとする。

#### (隔測装置の禁止)

一般的に隔測装置と連動して用いられる電子メーターについては、これを貸与しない。

#### (手 続)

メーターの貸与を受けようとする者は、「水道メーター交付願」(参考様式)及び「水道メーター交付伝票」(参考様式)に必要事項を記入し、管理者に提出すること。

なお、この場合において、指定工事事業者が当該伝票の控えを要するときは、指定工事事業者用の「水道メーター交付伝票」(参考様式)に必要事項を記入し、上記交付願及び交付伝票と併せて管理者に提出すること。

#### (費用負担)

貸与メーターの設置は、申込者が給水装置工事を依頼した指定工事事業者が行うものとし、これに係る費用は、申込者の負担とする。

### 3.1.3 直結直圧方式のメーター設置基準

#### (一般事項)

水道料金は、メーターの口径に応じて格差を設けるという「口径別料金制度」を採用している。

なお、ここでいう「口径別料金制度」とは、水道使用者に供給し得る最大供給量値に対応した料金単価を設定し、これにより料金負担の公平化を図ろうとするものである。

この料金制度の主旨を活かすためには、次の点を確認する必要がある。

- ① 「1 使用者 1 給水契約の原則」
- ② 「1 給水契約 1 計量の原則」

#### (定 義)

(1) 「同一敷地内」とは、特定の 1 使用者が占有する区画であって、他の占有者の敷地に接する敷地内のものをいう。ただし、当該敷地内に不特定多数の人が常時自由に通り抜けられる道路等がある場合は、同一敷地内とはみなさない。

(2) 「同一目的」とは、水道の使用目的が同一のものをいい、「同一法人内における事務所と工場」のように、個々の使用実態は異なるが、いずれも同一法人の事業目的を遂行するためのものである場合は、使用目的が同一のものとみなす。ただし、「店舗と店主の住宅」、「工場と社宅（社員寮）」など、事業用水と生活用水のように、使用目的が明確に区分されている場合は、同一目的とはみなさない。

(3) 「同一使用者」とは、当該給水装置の使用者名義が同一のものをいう。

なお、「法人名」と「その法人の工場名」等、同一法人で組織名のみ異なるものも同一名義とみなす。ただし、次に掲げるものは、同一使用者とはみなさない。

#### ① 実使用者が異なるもの

集合住宅、借家等において、各戸の使用者名義がいずれも家主又は管理人等になっているが、実際の使用者は異なっているもの。

なお、入居者が未定のため、暫定的に家主又は管理人等の名義としているものについても、実使用者が異なるものとみなす。

#### ② 料金負担者が異なるもの

国、県、市等行政目的がそれぞれ異なるため支払会計が異なるもの、並びに大学等における学部ごとに独立採算制をとっており、支払会計が異なるもの。その他、これに準ずるもの。

(4) 「同一所有者」とは、当該給水装置の所有者名義が同一のものをいう。

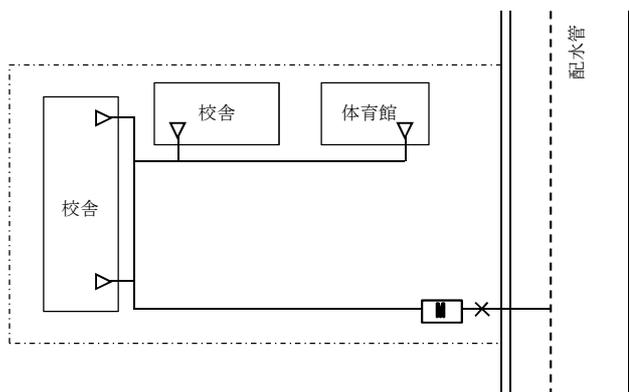
なお、「法人名」と「その法人の工場名」等、同一法人で組織名のみ異なるものも同一名義とみなす。

(メーターの設置)

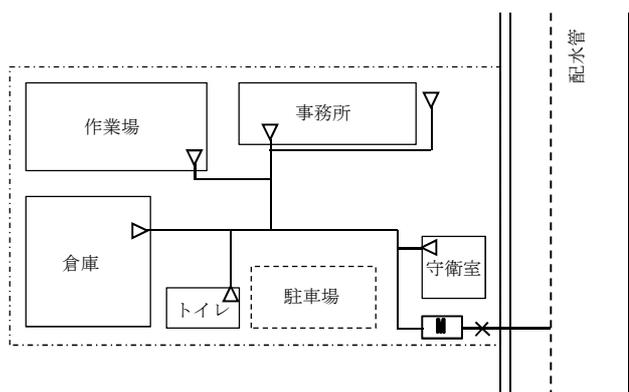
(1) メーターは、原則として1建築物に1個設置するものとする。

なお、次に掲げるものは、「1建築物」とみなすものとする。

- ① 同一敷地内で、同一目的に使用される建築物又は施設であるとき（学校、病院、工場等）

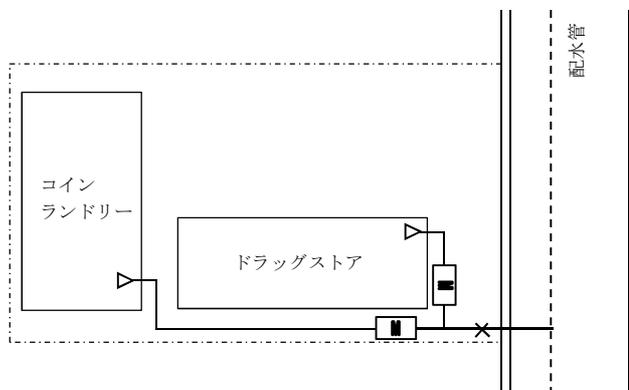


- ② 同一使用者が同一敷地内に設置する2棟以上の建築物又は施設であるとき（倉庫、車庫、駐車場等）

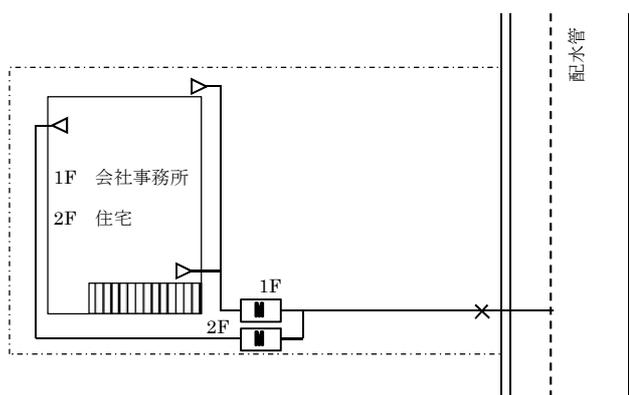


(2) 次に掲げる場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

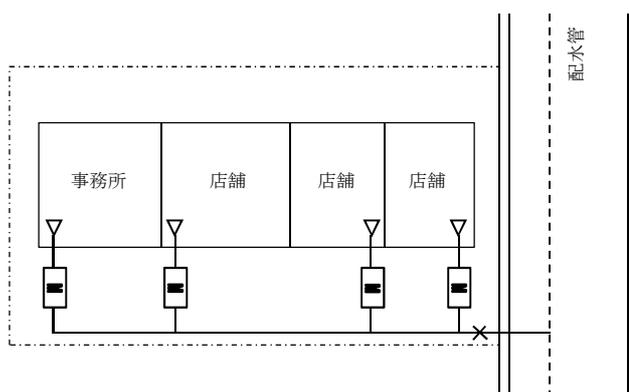
① 同一使用者が、営業目的が異なるものであって、水道料金を事業別に分ける必要があるとき



② 1建築物が、機能的に独立した事業用と住宅専用に分割されているもので、各々の使用者が異なるとき



③ 1建築物内が、機能的に独立した2戸以上の住宅又は店舗、事務所等に分割されているもので、各々の使用者が異なるとき



④ 1 建築物が多世帯住宅として供されるものであって、次の条件を満足するもので、各々の使用者が異なるとき

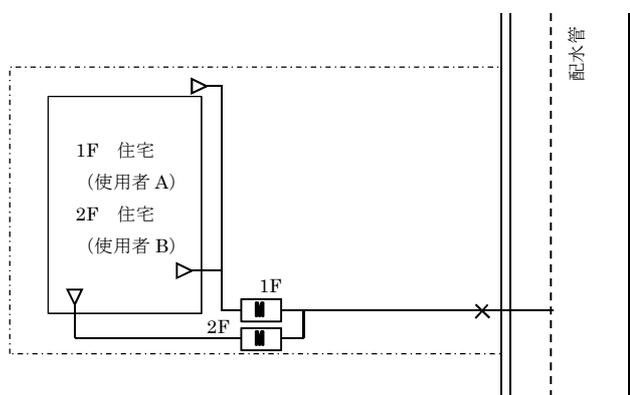
ア) 各戸が専用の入口（玄関）を有していること（ただし、勝手口は専用の入口とはみなさない）

なお、入口（玄関）が共用であっても、多世帯住宅と管理者が認める場合は、この条件を満足しているものとする。

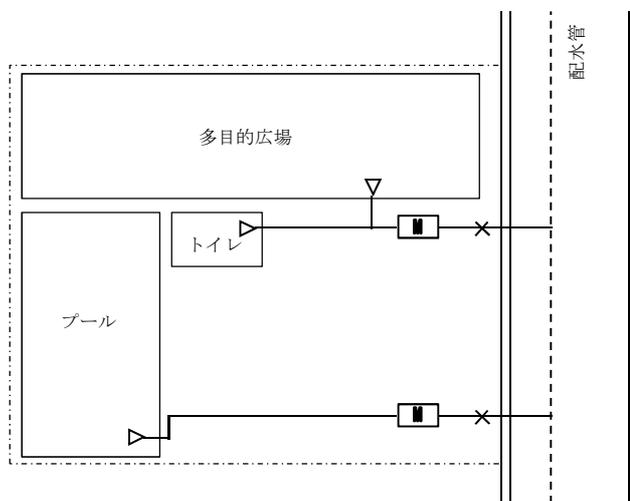
イ) 各々が完全に独立した居住空間であること

ウ) 生活上必要不可欠な給水用具が各々に設置されていること

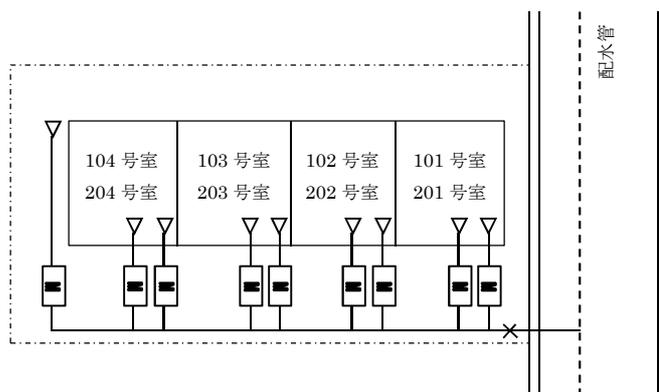
なお、ここでいう「生活上必要不可欠な給水用具」とは、台所及び便所並びに風呂をいう。



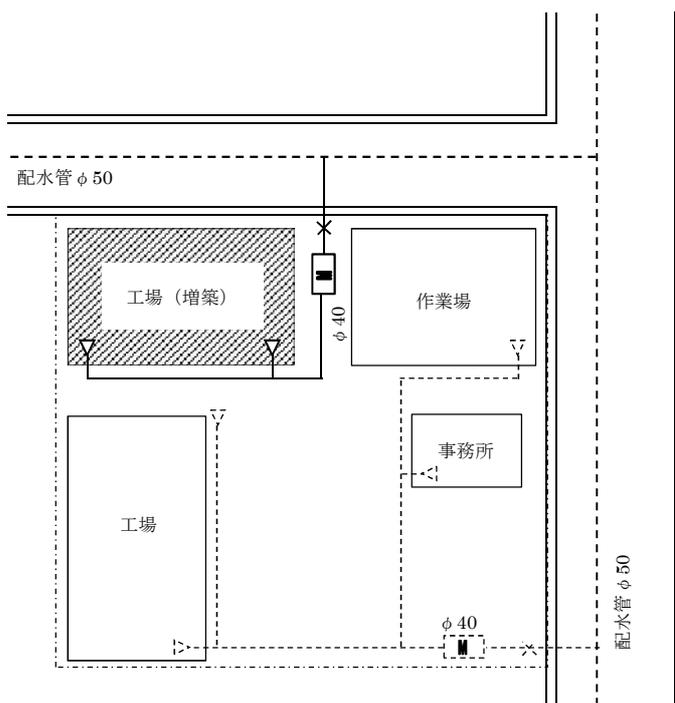
⑤ 建築物又は装置の構造上、一括計量するメーターの設置が水質保全上の理由（季節により使用水量に極端な変化があり、停滞水が生ずるおそれがある場合等）から不適当であると管理者が認めるとき



⑥ 集合住宅等の建築物において、共用部分があるとき



⑦ 配水管等の口径と所要水量との関係から、単一の給水装置を設置することが困難であると管理者が認めるとき



3.1.4 直結増圧方式及び受水槽方式のメーター設置基準

(一般事項)

直結直圧方式のメーター設置基準では、原則としてメーターは「1 建築物に 1 個」設置するとしている。

しかしながら、この取り扱いでは、集合住宅等の中高層建物に居住し、水を使用する者と、直結直圧方式により給水を受ける者との間に料金算定上格差が生じる結果となるので、一定の要件に適合する場合は、増圧給水設備以降の給

水装置及び受水槽以降の給水設備に複数のメーターを設置することができる。

**(メーターの設置)**

- (1) 受水槽方式にあつては、計量方法を問わず、分岐口径と同一口径のメーターを1個設置するものとする。ただし、分岐から第1止水栓までを既存管として使用するときは、分岐口径に対して1段階落ちのメーターとすることができる。
- (2) 次に掲げる事項を満足するときは、各戸及び共用部分にメーターをそれぞれ1個設置することができる。
  - ① 所有者から「貯水槽水道以降のメーター設置条件承諾書」(様式第3号(貯水槽水道施工基準))が提出されたものであつて、各戸の利用者が異なること
  - ② 各戸及び共用部分の使用水量を区分して計量することができる装置であること
  - ③ 各戸が住宅として機能的に独立していること
  - ④ 住宅部分の水道は、もっぱら家事の用に使用すること  
なお、共用の浴場、炊事場等を有しているものは、メーター設置の対象としないものとする。

## 第2節 水道メーターの取替及び撤去

### 3.2.1 総 則

#### (定 義)

「メーターの取替」とは、管理者が貸与したメーターに予期せぬ不具合が生じたとき、又は口径 13 mmのメーターであって、型式（ショート及びロング）のみを変更することをいう。

#### (適 用)

- (1) 貸与メーター本体の破損、不進行、表示不良、漏水などの不具合が生じたとき。
- (2) 口径 13 mmのメーターで、口径変更を行わず型式のみを変更するとき。

### 3.2.2 メーター の取替

#### (一般事項)

- (1) 原則として、既存メーターを管理者に返却しなければ、新たなメーターの貸与又は取替は行わない。ただし、特別な事情があると管理者が認めるときは、この限りでない。
- (2) やむを得ない事情により、先行して新たなメーターを貸与したときは、取替後すみやかに旧メーターを管理者に返却すること。

なお、この場合にあつては、「水道メーター返却届」（参考様式）の提出は不要とする。

#### (手 続)

メーターの取替を行う者は、「水道メーター取替願」（参考様式）に必要事項を記入し、管理者に提出すること。

#### (費用負担)

- (1) 貸与メーターの不具合による取替は、原則として管理者が行うものとし、これに係る費用は、管理者の負担とする。ただし、急を要する場合であつて、申込者が給水装置工事を依頼した指定工事事業者が行うときは、この限りでない。
- (2) 口径 13 mmのメーターで、口径変更を行わず型式のみを変更するときの取替は、申込者が給水装置工事を依頼した指定工事事業者が行うものとし、これに係る費用は、申込者の負担とする。

### 3.2.3 メーター の撤去及 び返却

#### (手 続)

不用となったメーターを撤去し、管理者に返却する場合は、「水道メーター返却届」（参考様式）に必要事項を記入し、管理者に提出すること。

#### (費用負担)

メーターの撤去及び返却は、申込者が給水装置工事を依頼した指定工事事業者が行うものとし、これに係る費用は、申込者の負担とする。

## 第3節 給水装置及び水道メーターの移転

### 3.3.1 総 則

#### (一般事項)

メーターは、「1 建築物 1 メーター」、「1 給水装置 1 メーター」を原則としている。

給水を受ける場合は、その対象物に対して給水装置を設置し、一般的に当該地に建物の建築若しくは水栓の設置がされることとなる。

配水管は、もっぱら土中埋設されており、これから分岐し当該地に給水装置を設置することから、当該地内の給水装置の概ねが土中埋設となる。

仮に、当該地の建築物を解体・撤去若しくは水栓等の撤去を行った場合でも、給水装置の権利を放棄しない限り当該地に止水栓止めの形で残り、当該装置所有者の申込みによって、いつでも当該地へ給水可能な状態となる。

したがって、本市においては、給水に関するすべての権利（以下「権利」という。）は、その固有の土地に帰属するものとする。

### 3.3.2 給水装置 及び権利 の移転の 禁止

#### (一般事項)

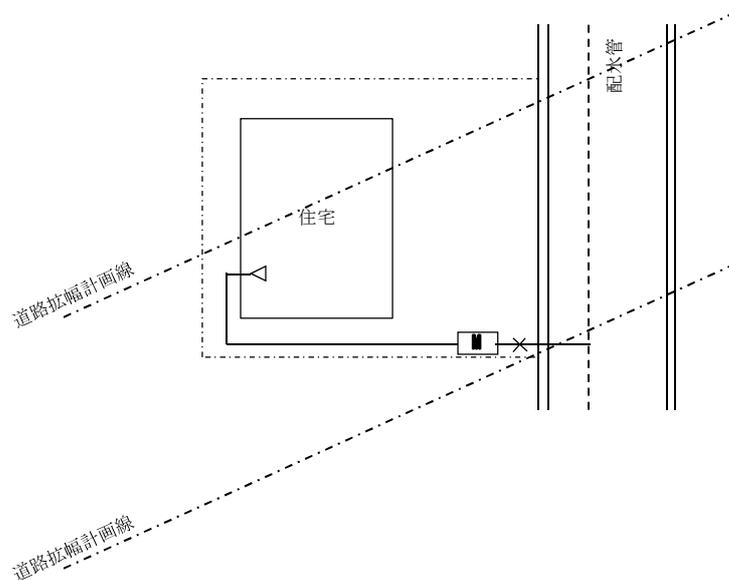
前述のとおり、権利は土地に帰属することから、既に設置された給水装置及びメーターを、他の土地へ移転することはできない。

### 3.3.3 特例措置

#### (一般事項)

次に掲げる事項に該当するときは、特例措置として、その権利を移転することができるものとする。

#### ① 物件支障移転となる時



- ② 同一所有者が、各々隣接する複数の土地を所有している場合であって、将来にわたり当該地を一体的利用することが可能であると管理者が認めるとき

